

○白浜町議会議員政治倫理条例

令和8年3月2日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、白浜町議会議員（以下「議員」という。）が議員活動を行う際に遵守すべき政治倫理に関する基本事項を定めることにより、議員の政治倫理の意識の向上及び確立に努めるとともに、町政に対する町民の信頼に応え、公正で健全性の高い民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、町民の信頼に値する高い倫理性を保つことに努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する行為があるとの疑惑を持たれたときは、自ら清い態度をもって疑惑の解明にあたりるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理の基準を遵守しなければならない。

(1) 町民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、町民の利益の実現及び福祉の向上を目指し行動すること。

(2) 町が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品購入契約その他の契約に関し、特定の業者を推薦、勧誘、紹介する等、不利又は有利な取り計らいを行わないこと。

(3) 町補助金等の交付の決定に不正に関わらないこと。

(4) 町から補助金等を受けている団体の役員（会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事及びこれらに準じる者）には就任しないこと。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体の役員については、この限りでない。

(5) 町の職員の採用、昇任、降任、転任その他の人事に関し、公正を害する行為をしないこと。

(6) 議員の地位を利用した嫌がらせ、恫喝、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメント又は圧力をかける行為その他人権侵害の恐れのある行為をしないこと。

(7) 発言又は文書、インターネット等を用いる方法その他の方法による情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持って行い、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者を介して同様の行為をさせないこと。

(8) 町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、不正行為に該当すると  
の疑惑を持たれるような行為はしないこと。

(9) 町の職員の公平な職務の執行を妨げ、その職務権限を不正に行使するよう働き  
かけないこと。

(10) 町税等の納付を誠実に行うこと。

(11) 法令等を遵守し、議会及び委員会の決定事項並びに議会の申し合わせ事項を  
誠実に守ること。

(政治倫理の宣誓)

第4条 議員は、政治倫理を遵守する旨の宣誓をしなければならない。

2 前項に規定する宣誓は、その任期の開始の日以後、最初に招集された議会の会議にお  
いて、宣誓書に署名することにより行う。

(請負に関する制限)

第5条 議員は、地方自治法第92条の2の趣旨を尊重し、議員の兼業について、町に対  
して行う請負その他の契約に関して不正の疑惑を持たれないように努めなければなら  
ない。

(審査請求の手続き)

第6条 議員が、第3条に規定する政治倫理基準に違反していると認められるときは、町  
民にあっては地方自治法第18条に規定する議員の選挙権を有する者の100分の1以  
上の連署、職員にあっては副町長並びに所属長及び町職員の連署、議員にあっては議員  
定数の6分の1以上の連署をもって、代表者から当該議員が政治倫理基準に違反する事  
実を証する書面を添えて、議長に対し審査の請求（以下「審査請求」という。）をする  
ことができる。

2 審査請求は、政治倫理基準に違反すると認められる事実があった日から起算して1年  
以内に行わなければならない。ただし、議長が議会運営委員会に諮り、特別な事情があ  
ると認めるときは、この限りではない。

(審査会の設置等)

第7条 議長は、前条の審査請求を受けたときは、議会運営委員会に審査請求の適否を諮  
り、審査請求が適当と認められたときは、白浜町議会議員政治倫理審査会（以下「審査  
会」という。）を設置する。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、6人以内とし、議員の中から、議長が議  
会運営委員会に諮って選任する。

3 前条の審査請求を行った議員及び審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」とい  
う。）は、委員となることができない。

- 4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員の任期は、審査が終了し、審査結果を議長に報告した日までとする。
- 6 委員は、審査の過程における情報等職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の会議)

第8条 議長は、前条の審査会を設置したときは、政治倫理基準違反の行為の存否の審査を審査会に付するものとする。

- 2 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、委員長は会議に諮って非公開とすることができる。
- 5 審査会は、審査対象議員に審査会への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。
- 6 審査会は、審査対象議員その他の者に対し、事情聴取、資料の提出要求その他の必要な調査を行うことができる。

(議員の協力義務)

第9条 調査対象議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して、意見を述べなければならない。

- 2 審査会は、調査対象議員が前項の要求を拒否した場合は、その旨を議長に報告するものとする。

(その他審査会に関する事項)

第10条 前3条に定めるもののほか、審査会に関する事項は、白浜町議会委員会条例（平成18年白浜町条例第185号）及び白浜町議会会議規則（平成18年白浜町議会規則第1号）に規定する委員会の例による。

(審査結果の報告)

第11条 審査会は、審査請求の審査を終了したときは、速やかに審査結果報告書を議長に提出しなければならない。

- 2 議長は、前項の審査結果報告書が提出されたときは、その審査の結果を、審査請求を行った者に通知しなければならない。
- 3 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反する事実があると認められるときは、第1項の規定による報告に次の各号のいずれかの措置を講じるべきかの意見を添えなければならない。

- (1) 議員の辞職勧告を行うこと。
- (2) 議会内での役職辞任の勧告を行うこと。
- (3) この条例の規定を遵守させるための警告を発すること。
- (4) その他、必要と認める措置を行うこと。

(審査請求の棄却)

第12条 議長は、審査会から棄却すべき報告を受けたときは、当該審査請求を棄却する。

(審査対象議員に対する措置)

第13条 議長は、審査会からの報告に基づき、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の品位と名誉を守り、町民の信頼を回復するため、必要な措置を講じなければならない。

(審査結果の公表)

第14条 議長は、審査の結果を公表しなければならない。

(議長の職務の代行)

第15条 議長が審査会の審査対象議員となったときは、副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員となったときは、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長、年長議員の順で、この条例による議長の職務を行うものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年3月26日から施行する。

(適用区分)

2 第6条第1項に規定する審査請求は、この条例の施行の日以後に行われた政治倫理基準違反に係るものについて適用する。